田舎館村電子契約実施要領

（目的）

第１条　この要領は、村が行う電子契約について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　電子契約　契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）により締結する契約をいう。

⑵　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。）第２条第１項に規定する電子署名をいう。

⑶　電子契約書　契約内容を記載した電磁的記録に、電子署名を講じたものをいう。

⑷　電子契約サービス　村及び契約の相手方（以下「契約者」という。）の指示を受けて事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型契約サービスをいう。

⑸　契約担当者　職員のうち、契約者に電子契約書を送信する等、電子契約サービスを利用した契約手続に関する事務を行う者をいう。

⑹　アカウント　電子契約サービスに接続するための権利をいう。

⑺　パスワード　電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。

（電子契約の利用範囲）

第３条　村における契約は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができる。

⑴　法令等の定めにより書面での契約締結を必要とするとき。
⑵　村及び契約相手方の協議により書面での契約締結を必要としたとき。
⑶　その他電子契約によることが適当でないと認められるとき。

(電子契約サービス運用管理者)

第４条　電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置き、総務課管財係長をもってこれに充てる。

２　運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
⑴　電子契約サービスについて、利用可能な状態を維持すること。
⑵　電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保すること。
⑶　電子契約サービスの効率的な運用かつ適正な管理に努めること。
⑷　その他電子契約サービスの運用及び管理に関すること。

(承認者の設置)

第５条　総務課長をもってこれに充てる。

(アカウント及びパスワードの取扱い)

第６条　アカウントの設定及び変更は、運用管理者が行う。

２　パスワードの管理、設定及び変更は、運用管理者が行う。

(契約者への意思確認)

第７条　契約担当者は、契約者に対し、電子契約の締結についての意向を確認しなければならない。

２　契約者が電子契約の締結を希望する場合は、別記様式の電子契約利用申出書に必要事項を記載の上、村に提出しなければならない。

３　契約相手方の送信先の確認は、電子契約利用申出書により行うものとする。

(契約書等のアップロード)

第８条　契約担当者は、電子契約を締結する場合は、PDF形式による電子契約書及び関係書類一式(以下「契約書等」という。)を、電子契約サービスにより提供されるクラウド上にアップロードするものとする。

(契約書等の送信先等及びアクセスコードの設定)

第９条　契約担当者は、契約書等の送信先を次の各号の順に設定するものとする。

⑴　契約者の担当者(契約者が設定した場合に限る。)

⑵　契約者の承認者

⑶　村の承認者

(電子契約書の保存)

第10条　電子契約書は、庁内で管理するグループウェアシステムと電子契約サービスにより提供されるクラウド上に保存するものとする。

(契約内容の修正)

第11条　契約内容の修正（誤字又は語句の修正、条文の削除等）が生じた場合は、新たな契約書一式及び修正・削除内容等を記載した契約書一式を電子契約サービスにアップロードし電子契約手続を行うこととする。なお、修正前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(変更契約)

第12条　締結した契約に変更の必要が生じた場合は、変更前の契約が書面による契約、電子契約の別にかかわらず、変更契約について電子契約によることができる。この場合において、変更前の契約が電子契約の場合にあっては、当該変更前の電子契約書は電子契約サービスでの保管を継続する。

(その他)

第13条　この要領に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和8年11月1日から実施する。